

鳴門教育大学情報基盤センター利用規程

平成17年3月14日

規程第 14 号

改正 平成19年1月31日規程第 1号

平成22年3月24日規程第58号

平成24年3月19日規程第13号

平成26年1月27日規程第 1号

平成26年3月24日規程第54号

平成30年2月 1日規程第 5号

鳴門教育大学情報処理センター利用規程（平成16年規程第80号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、鳴門教育大学情報基盤センター規則（平成17年規則第3号）第9条の規定に基づき、鳴門教育大学情報基盤センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

（利用目的）

第2条 センターは、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 研究
- (2) 教育・学習
- (3) 業務
- (4) その他情報基盤センター所長（以下「センター所長」という。）が特に適当と認めたもの

（利用資格）

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員及び職員（パートタイム職員、外国人客員研究員及び再任用職員を含む。）
- (2) 本学の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（以下「学生」という。）
- (3) その他センター所長が特に適当と認めた者

（利用手続等）

第4条 センターを利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター所長は、前項の申請を承認したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 センターを利用することができる期間は、申請者の在職又は在籍期間とする。ただし、前条第3号に該当する者については、承認された年度を超えない範囲とする。

（利用制限）

第5条 センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、承認された目的以

外にセンターの資産を使用してはならない。

2 利用者は、別表に定める制限の下で利用しなければならない。ただし、特別の理由により利用申請し承認された利用者は、この限りでない。

(利用可能施設及び設備等)

第6条 センターで利用できる施設及び機器等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) センターが管理する情報ネットワーク

(2) センターが管理する機器

(3) 共同利用端末室，教育用端末室，マルチメディア教育実習室，人文棟特殊端末室，自然棟特殊端末室，芸術棟特殊端末室A，芸術棟特殊端末室B及び健康棟特殊端末室
(利用時間)

第7条 前条各号に規定する施設及び設備等は、保守及びセキュリティのために使用を制限する時間帯を除き、利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、センター所長が特に必要と認めるときは、利用者に対し利用時間帯を制限又は指定することができる。

(経費負担)

第8条 利用者は、センター利用に係る経費を負担しなければならない。ただし、センター所長が特に必要と認めるときは、情報システム運用管理委員会の承認を受け、利用に係る経費を軽減することができる。

2 前項に規定する経費及び負担の方法は、別に定める。

3 情報ネットワークを利用する際の機器の購入及び設置に係る費用は、利用者が負担するものとする。

(研究成果の公表)

第9条 利用者は、センターを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、原則として当該論文等にセンターを利用した旨を明記するものとする。

2 利用者は、前項の公表された論文等をセンター所長に提出しなければならない。

(情報セキュリティポリシー遵守)

第10条 利用者は、センターの資産を使用する際には、鳴門教育大学情報セキュリティポリシーに関する規程（平成17年規程第3号）を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者が故意又は重大な過失によりセンターの設備及び機器等を汚損、損傷、滅失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(利用報告)

第12条 センター所長は、必要に応じて、利用者に対し、センターの利用に係る事項について報告を求めることができる。

(利用取消等)

第13条 利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター所長はその者に係る利用を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター

所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。

2 鳴門教育大学情報基盤センター利用細則（平成17年細則第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第5条第2項関係）

事 項	制 限 内 容
利用ユーザID	原則として、1利用者につき1ユーザIDまでとする。
メールアドレス	原則として、1利用者につき1メールアドレスまでとする。